

成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の申立てについて

1 概要

- (1) 後見開始審判の確定後、成年後見人が成年被後見人の財産を正確に把握し、適切な財産管理を行うために必要がある場合に、家庭裁判所の審判を得て、**6か月を限度に**成年被後見人宛て郵便物等の回送を受けることができます。
- (2) 申立権者 成年後見人

2 申立てに必要なもの

(1) 申立書

※ 書式1-3の裁判所が回送嘱託を行う集配郵便局等(以下、「回送郵便局等」という。)の名称や所在地が誤っていた場合は、回送の手続が遅れる他、追加の郵便切手が必要となるため、管轄の回送郵便局等については、必ずご確認の上、正確な記載をお願いします。

(2) 収入印紙 800円分

(3) 郵便切手 1,362円分

(内訳：500円×2枚、100円×1枚、84円×3枚、10円×1枚)

※ 回送郵便局等が複数の場合、回送郵便局等が1増えるごとに84円切手1枚を加算してください。また、必要に応じて、別途、追加の納付を求める場合があります。

(4) 申立人(成年後見人)及び成年被後見人の住民票(マイナンバーの記載のないもの)

※ 既に裁判所に提出しており、その後変更がない場合は不要

(5) 成年被後見人の居所であることの裏付資料(居所が住民票上の住所と異なり、かつ、裁判所に提出されていない場合)

(6) 陳述聴取状況報告書

(7) 陳述書または上申書

(8) 成年後見監督人の同意書(成年後見監督人が選任されている場合)

※ 必要に応じて、別途、追加資料の提出を求める場合があります。

3 申立ての手続

上記の必要書類が整いましたら、後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。

4 回送郵便局等に対する嘱託について

認容審判が確定した場合、家庭裁判所が回送郵便局等に対し、郵便物等の回送嘱託を行います。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見センター

06-6943-5872

(R050901)